



保年第1363号
平成22年1月20日

福岡市国民健康保険運営協議会
会長 尾形 裕也 様

記

福岡市長 吉田 宏

平成22年度 福岡市国民健康保険事業の運営について（諮問）

国民健康保険事業の運営につきましては、かねてより貴協議会のご指導、ご協力を
いただいておりますことに、深く感謝申し上げます。

国民健康保険は国民皆保険制度の基盤をなすものとして、重要な役割を担っているところ
であります。高齢者や低所得者の加入割合が高く構造的な問題を抱えており、その財
政基盤は非常に脆弱なものとなっております。

本市の国民健康保険事業につきましては、今後も高齢化の進展等により医療費が一層増
大し、厳しい財政状況が見込まれるところであり、安定的な事業運営のため財政健全化に
向けた取組を強化してまいります。

平成22年度の事業の運営に当たり、経済情勢や雇用状況の急速な悪化等に鑑み、次の
とおり諮問いたしますので、ご審議のうえ、ご答申くださいますようお願いいたします。

1. 被保険者一人あたり保険料について

(1) 一般被保険者医療給付費分

平成22年度の一般被保険者医療給付費分にかかる保険料は、被保険者一人あたり
57,741円（前年度に比し、1,970円引上げ）とする。

(2) 後期高齢者支援金等分

平成22年度の後期高齢者支援金等分にかかる保険料は、被保険者一人あたり
16,258円（前年度に比し、1,970円引下げ）とする。

(3) 介護納付金分

平成22年度の介護納付金にかかる保険料は、被保険者一人あたり
20,995円（前年度に比し、762円引下げ）とする。

2. 保険料の賦課限度額について

(1) 医療給付費分

平成22年度の医療給付費分にかかる保険料の賦課限度額は、
50万円（前年度に比し、3万円引上げ）とする。

（ただし、賦課限度額にかかる政令が改定された場合）

(2) 後期高齢者支援金等分

平成22年度の後期高齢者支援金等分にかかる保険料の賦課限度額は、
13万円（前年度に比し、1万円引上げ）とする。

（ただし、賦課限度額にかかる政令が改定された場合）

(3) 介護納付金分

平成22年度の介護納付金分にかかる保険料の賦課限度額は、
10万円（前年度に比し、据置）とする。